平成３０年（フ）第１２３号
茨城県水戸市元吉田町2781番地の２
債務者　野澤　　晃
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第１２７号
茨城県ひたちなか市大字高場580番地２　メゾンテルヌマ205号
債務者　進藤千鶴子
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第１３２号
茨城県ひたちなか市大字後台460番地161
債務者　鴨志田裕貴
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第１５１号
茨城県水戸市千波町431番地の７
債務者　清水　一美
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第６８号
静岡県富士宮市宮原412番地の５　コーポ大塚201号室
債務者　小野田　英
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第７３号
静岡県富士市蓼原1075番地の３　レオニス105号
債務者　磯野　政彦（旧姓海野）
1　決定年月日時　平成30年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第８３号
静岡県富士宮市青木438番地の５
債務者　木下　英昭
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第４０１号
滋賀県栗東市小柿６丁目６番７－102号　シャルム小柿
債務者　谷村　　勝
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１１３号
滋賀県栗東市大橋６丁目６番５－302号
債務者　松浦　結香
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１３０号
大津市螢谷９番16号
債務者　田村　俊行
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１５２号
滋賀県守山市大門町10番地２　ヴィラ守山106号
債務者　鳴川　博子
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１５５号
滋賀県守山市伊勢町624番地　カーサソラーレ402号
債務者　内田　　悟
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３６号
鳥取県西伯郡南部町境609番地
債務者　丸山　　弘
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　鳥取地方裁判所米子支部

平成３０年（フ）第５１号
鳥取県米子市皆生温泉１丁目１番21号　101号、前住所岡山県岡山市北区富田512番地２　パークサイド富田Ｂ102
債務者　澤田　大作
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　鳥取地方裁判所米子支部

平成３０年（フ）第１７３号
岡山市北区今６丁目７番20号　創和ハイツ305、旧住所岡山県真庭市星山558番地
債務者　寺本　始子
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１８０号
岡山市東区**槍**原486番地３　シティハイツ笹野105号室
債務者　冨谷　朋美
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３２２号
広島市安佐南区伴中央６丁目３番４号
債務者　矢野　江理
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３９３号
広島市安芸区矢野東７丁目２番23―201号
債務者　岡崎　俊昭
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　広島地方裁判所民事第４部